

多摩中央公園改修整備・運営事業

公募設置等指針（案）及び要求水準書（案）に関する個別対話の回答

令和2年12月

多摩市

多摩中央公園改修整備・運営事業 公募設置等指針(案)及び要求水準書(案)に関する個別対話結果

No.	議題	資料名	該当箇所 (頁・項目)	民間事業者からの確認内容	回答
1	リスク分担	公募設置等指針(案)	P4表1-2	特定公園施設の費用負担が「民と市」になっている理由はどう解釈したらよいか。	公募設置等指針(案)p.11に記載のとおり、特定公園施設の改修整備に要する費用は、公募対象公園施設からの収益と本市からの費用負担により賄っていただくことを表現しています。
2	不可抗力等での着工遅滞による事業期間の延長について	公募設置等指針(案)	5頁 (5)イ	不可抗力等または市の責に起因する事由が原因で着工が遅滞した場合でも計画認定期間が延長されることはないのか。	着工前に関しては、計画の再認定など柔軟に対応可能です。 ただし着工後については都市公園法第五条の二第五項により、公募設置等計画の有効期間は最長20年とされているため、設置管理許可後の延長は困難と考えています。
3	参加資格	公募設置等指針(案)	P5(5)ウ 特定公園施設の管理運営期間	認定計画提出者である代表企業が指定管理者になる必要があるか。	指定管理者には、特定公園施設の管理運営業務を実施する代表法人又は構成法人を想定しています。
4	事業スケジュール	公募設置等指針(案)	P6(6)スケジュール	中央図書館の工事予定の遅延に伴い、本事業の工事期間を半年程度延長する可能性があるかとあるが、最終的な判断はいつ頃になるか。	令和3年1月14日に公表予定の公募設置等指針等において、確定版を提示します。
5	部分開園範囲の管理運営	公募設置等指針	P.7 (5)ウ	部分開園範囲の管理運営とあるが、対象業務範囲を確認したい	要求水準書(案)p.39に記載のとおり、工事期間中は、エリアを分け、段階的な工事工程とすることで、本公園が全面閉鎖となる期間を作らないことを前提としています。工事工程及び部分開園範囲は、事業者の提案によるものとしています。 特定公園施設の維持管理業務は、事業者が提案する部分開園に必要な業務を実施してください。 特定公園施設の運営業務は、要求水準書p.59に「業務委託期間」に実施すると記載のある業務を実施してください(それ以上の実施提案も可能です)。
6	パルテノン多摩飲食スペース運営業務の準備期間	公募設置等指針	P.7 (5)エ	R4年1月ごろから内装工事とし3月営業開始、との認識でよいか	パルテノン多摩のプレオープン(令和4年3月予定)後3か月以内の営業開始を条件とします。 令和3年1月14日に公表予定の公募設置等指針等において、上記内容を反映します。

多摩中央公園改修整備・運営事業 公募設置等指針(案)及び要求水準書(案)に関する個別対話結果

No.	議題	資料名	該当箇所 (頁・項目)	民間事業者からの確認内容	回答
7	公募対象公園施設設置管理許可の更新	公募設置等指針(案)	P8(4)イ 事業期間を超える設置管理許可の更新	事業期間終了後、設置管理許可を更新する場合の通常の建ぺい率2%の範囲内というのは、表2-1残り建築可能面積1,233.06㎡の範囲内と考えて良いか。	お見込みのとおりです。ただし、表2-1に記載の面積は、あくまで本資料公表時点での数値のため、事業期間終了時点での面積を保証するものではありません。また、市が積極的に、建ぺい率を使い切る公募対象公園施設の提案を誘導しているものではありません。
8	公募対象施設の使用料免除の基準	公募設置等指針(案)	P9(6) 公募対象公園施設の使用料の額	設置管理許可期間の当初5年間は、計画内容に基づく本市との協議によりその使用料を免除することができるかとあるが、免除対象外となる可能性のある事項として想定されている事は何か。	極端に提案面積が小さい場合など、減免の目的がないと判断される場合を除き、設置管理許可期間の当初5年間は、使用料を免除します。 令和3年1月14日に公表予定の公募設置等指針等において、上記内容を反映します。
9	公募対象公園施設設置面積の考え方	公募設置等指針(案)	P9(6) 公募対象公園施設の使用料の額	公募対象公園施設のうち、CMA業務との連動性を考え、無料で誰でも利用できるコミュニティースペース等の公共性の高い空間を設けた場合、その床面積を設置面積から除外していただけないか。	公募対象公園施設としてのご提案であれば、設置面積に含まれます。ただし公共性の高いスペースについては使用料から除外することを検討します。
10	公募対象公園施設の使用料の免除・変更規定	公募設置等資料	P.9 1(6)	設置管理許可使用料単価の変更、使用料の免除について、基本的な考え方を協議・確認したい	設置管理許可使用料単価の変更：事業期間中、社会、経済情勢等により、変更する場合があります。 設置管理許可使用料の免除：極端に提案面積が小さい場合など、減免の目的がないと判断される場合を除き、設置管理許可期間の当初5年間は、使用料を免除します。
11	特定公園施設の改修整備費	公募設置等指針(案)	P11(5)ア(ア) 特定公園施設の改修整備による費用	特定公園施設の改修整備費用は提供資料2-1多摩中央公園改修基本設計の内容を網羅した金額か。また、実施設計費用の内訳をお示し願います。	提供資料に記載のとおりです。 内訳については、東京都建設局の設計委託標準仕様書の実施設計の項目に準拠しております。
12	特定公園施設の実施設計にかかる費用について	公募設置等指針(案)	11頁 (5)(イ)	特定公園施設の実施設計にかかる費用の負担の負担者や負担割合の考え方について。	実施設計費は、上限価格の範囲内で市が負担します。

多摩中央公園改修整備・運営事業 公募設置等指針(案)及び要求水準書(案)に関する個別対話結果

No.	議題	資料名	該当箇所 (頁・項目)	民間事業者からの確認内容	回答
13	協議会運営業務の業務内容	公募設置等指針	P16 表2-6内	STEP2(CMA 事務局運営業務) STEP3(CMA マネジメント業務)におけるCMA の活動範囲について、考え方を協議したい。	STEP2では公園内を、STEP3では公園から外に出て多摩センター地区での活動を想定しております。
14	公園の運営業務にかかる指定管理料について	公募設置等指針(案)	16~17頁 (3)	維持管理業務のみでなく、運営業務にかかる人件費が指定管理料に見込まれているか。	お見込みのとおりです。
15	本市の支払う委託料	公募設置等指針(案)	頁:17頁/第2・4(3)イ 項目:本市の支払う委託料等	各期間の本市の支払う費用の上限額の算出根拠	自由な提案を妨げないため、算出根拠についてはお示できません。
16	特定公園施設の管理運営費の内訳	公募設置等指針(案)	P17(3)イ 本市の支払う委託料等	「費用の上限額」は改修計画の内容を網羅した額か。 指定管理費として本社経費・広告宣伝費等が含まれているか。算出根拠をお示し願います。	維持管理業務費は現在の多摩中央公園の委託費を基準に、改修整備内容を踏まえて設定しています。運営費は要求水準書に記載の内容を実施するにあたり、必要な費用を想定し、設定しています。
17	協議会運営業務(CMA推進業務)に係る費用負担	公募設置等指針(案)	頁:17頁/第2・4(3)イ ※2 項目:協議会運営業務(CMA 推進業務)に係る費用負担	特定公園施設の管理運営業務と協議会運営業務(CMA 推進業務)の費用や業務の取り扱い	業務として一体に取り扱うことは可能ですが、それぞれの要求水準を満たすよう実施してください。 詳細については、令和3年1月14日に公表予定の公募設置等指針等で提示します。
18	パルテノン多摩飲食スペースの運営について	公募設置等指針(案)	17頁 (4)	任意提案とあるが、提案の有無は評価に影響するかどうか。	加点要素とすることを検討していますが、詳細は、公募設置等指針の公表時(令和3年1月14日に公表予定)に、事業者選定基準等において提示します。
19	パルテノン多摩飲食スペースの遊具設置工事実施者	公募設置等指針(案)	P18(ウ)業務期間	4階飲食スペース配置エリアにおける遊具の設置工事は、パルテノン多摩改修事業者が行うと考え、本工事には含まれないと考えて良いか。	お見込みの通りです。

多摩中央公園改修整備・運営事業 公募設置等指針(案)及び要求水準書(案)に関する個別対話結果

No.	議題	資料名	該当箇所 (頁・項目)	民間事業者からの確認内容	回答
20	代表企業の資格要件	公募設置等指針(案)	頁:20頁/第3・1(1)ア 項目:代表企業の資格要件	「公募対象公園施設を所有するものが原則代表企業とする」原則基準	本市として、代表法人が所有することが望ましいと考えておりますが、構成法人による所有を妨げるものではありません。 令和3年1月14日に公表予定の公募設置等指針等において、上記内容を反映します。
21	参加資格	公募設置等指針(案)	P20(1)ア 応募者の構成	各業務に関し、応募グループ内に共同企業体を組成して参加しても良いか。指定管理者が共同企業体でも良いか。	可能です。
22	公募への参加資格	公募設置等指針(案)	23ページ 第3. 1(1)イ.h	「(b)10ha以上の公園、広場」とあるが、教育施設のキャンパスの管理業務は該当するか。	多摩中央公園と同等規模の公園管理の実績があることを条件とさせていただきますが、理由としては、単純に植栽帯や施設管理の実績のみではなく、市民対応やボランティア対応、利用者や団体が対立した場合の調整などの実績を有していただきたいと考えたためです。 特定公園施設の維持管理業務を実施する者の要件は原案通り(10ha以上の公園または広場の植栽等の維持管理業務の実績)とし、特定公園施設の運営業務を実施する者の要件は、2ha以上の公園における指定管理実績又は運営業務等の受託実績の受託実績が2公園以上あることに緩和します。 令和3年1月14日に公表予定の公募設置等指針等において、上記内容を反映します。
23	公募への参加資格について	公募設置等指針(案)	23頁 j(a)	「エリアマネジメント等を実施した実績」とあるが、エリアマネジメントの定義は何か。(実績と認められる業務はどのような内容か)	本資格要件については、特定の駅や街区周辺を対象に行ういわゆるエリアマネジメントの取組に加え、複数の主体が連携する事業や、公園運営における市民協働の取組みなどの事例を想定しています。 なお、協議会運営業務(CMA推進業務)では、将来的に多摩中央公園内にとどまらない、多摩センター地区全体への活動展開を想定しており、複数の事業者の協働によるまちづくり等の活動に向けた事業者提案を期待しています。 また、STEP3への継続を協議する段階では、エリアマネジメントを実施した実績を備えていることも考慮して決定します。

多摩中央公園改修整備・運営事業 公募設置等指針(案)及び要求水準書(案)に関する個別対話結果

No.	議題	資料名	該当箇所 (頁・項目)	民間事業者からの確認内容	回答
24	事業者選定基準の公表日	公募設置等指針(案)	P28の3(3)評価の基準	事業者選定基準の公表日はいつ頃を想定しているか。	令和3年1月14日に公表予定の公募設置等指針等とあわせて公表します。
25	特定公園施設の管理運営業務実施者	公募設置等指針(案)	P30.31の6 契約の締結(6)(9)	(6)特定公園施設の管理運営に係る業務委託契約者及び指定管理者、(9)協議会運営業務に係る業務委託契約者をJVとしても良いか。 また、その際の業務分担は要求水準業務を満たすことを条件に事業者より提案しても良いか。	可能です。
26	リスク分担	公募設置等指針	P35 別紙2	不可抗力、自然災害等による業務の変更、中止、延期、臨時休業に伴う各業務に係る費用の増加その他の損害(特定公園施設)、認定計画提出者が△となっている箇所について、市の考えを確認したい。	本市が所有する施設である場合には市が負担します。 ただし、各施設の施工段階や損害の発生状況においては協議により応分を事業者に負担いただくことを想定しています。 詳細は、公募設置等指針の公表時(令和3年1月14日に公表予定)に、実施協定書(案)等において提示します。
27	リスク分担表への考え方	公募設置等指針(案)	P36別紙2 リスク分担表(案)	損害賠償の項目で、施設、機器等の不備による事項は認定計画提出者のリスク負担とあるが、特定公園施設における施設、機器等の不備による事項は貴市負担としていただきたい。	特定公園施設における施設、機器等の不備が、本市の責に帰する場合に限り、本市が負担します。
28	リスク分担表への考え方	公募設置等指針(案)	P36別紙2 リスク分担表(案)	1件につき130万円(税込)以下の施設、機器等の損傷(特定公園施設)のリスク負担が民間とあるが、補修実施の基準、上限額についてお示し願います。	現時点で改修整備後に想定している基準や上限額はありませんが、記載のとおり上限額は、1件につき130万円(税込)以下です。但し、事業者の施工瑕疵によるもの場合は、全て事業者の負担です。
29	支払い方法	要求水準書(案)	P4(5)ア 本市が支払う費用	支払い方法をお示し願います。(支払い予定月、検収方法等)	令和3年1月14日に公表予定の公募設置等指針等とあわせて、提示します。

多摩中央公園改修整備・運営事業 公募設置等指針(案)及び要求水準書(案)に関する個別対話結果

No.	議題	資料名	該当箇所 (頁・項目)	民間事業者からの確認内容	回答
30	電力会社の切替可能性について	要求水準書(案)	5頁 (6)	電気料金の支払いに関し、電力会社を切り替えることの是非	パルテノン多摩の受変電設備から公園内へ送電しているため、1敷地1受電の考え方により現状では困難と考えられます。 敷地分割を行い新たに受変電設備を設置する場合は、設置に係る費用を市は負担しません。
31	特定公園施設における光熱水費の費用負担	要求水準書(案)	P5(6)イ 光熱水費	本事業の実施に要する全ての光熱水費は事業者の負担にするとあるが、特定公園施設における光熱水費は貴市負担と考えて良いか。	公募設置等指針(案)p.17に記載の「本市の支払う委託料等」に、特定公園施設の管理運営にかかる光熱水費相当額が含まれているため、別途、本市が光熱水費を負担することはありません。 ただし、全面供用開始後の本公園の光熱水費が、従前の光熱水費の実績より大きく異なる状況が発生した場合には、毎年度の年度別協定の締結にあたり、光熱水費の見直しに関して協議を行うことを想定しています。
32	公園利用者数	要求水準書(案)	P10(2)ア 本公園施設の概要及び利用状況	日常的に公園に来場されている方の人数と属性、パルテノン多摩やグリーンライブセンター等各施設来場者の属性をお示し願います。 属性:性別、年代、居住地等	その様な資料は、ございません。
33	公園利用者数	要求水準書(案)	P10(2)ア 本公園施設の概要及び利用状況	過去に公園で開催されたイベントについて、参加者の属性や参加者数、イベント内容、市への納入金額、売上等の情報をお示し願います。 属性:性別、年代、居住地等	その様な資料は、ございませんが、公表資料の中の添付資料16に多摩中央公園のイベントの実施状況に関する資料がございます。
34	公募設置等計画説明業務より生じる変更について	要求水準書(案)	P16第2(2) 要求水準	事業者は市民等から得た意見等を受け、必要に応じて公募設置等計画を一部変更する等の対応を行うこととあるが、どの程度の変更を想定しているか。	多摩中央公園改修基本設計における「改修基本方針」に即した提案であり、要求水準書を満たした内容であれば、事業者の提案内容を大きく変える変更は想定していません。
35	公募設置等計画説明業務	要求水準(案)	頁:16頁/第2 項目:公募設置等計画説明業務	公募設置等計画説明業務が事業者の業務に含まれる理由	要求水準書(案)p.16に記載の通り、市民等への説明会は、本市の主催により実施します。事業者には、公募設置等計画の内容についての説明を行っていただくことを想定しています。

多摩中央公園改修整備・運営事業 公募設置等指針(案)及び要求水準書(案)に関する個別対話結果

No.	議題	資料名	該当箇所 (頁・項目)	民間事業者からの確認内容	回答
36	公募設置等計画説明業務の内容	要求水準書(案)	P16第二 公募設置等計画説明業務	市民説明の主体は貴市であり、あくまでも事業者は説明を行う立ち位置との認識でよいか。	お見込みのとおりです。
37	特定公園施設の改修整備時の車両動線	要求水準書(案)	P18ウ動線計画(c)	緊急車両の進入口は、南側ロータリーを基本とするがあるが、工事車両やイベント開催時の運搬車両等の進入口の指定等はあるか。	要求水準書(案)p.10に記載のとおり、本公園内への車両(工事車両、メンテナンス用車両、緊急車両)の進入は西落通り側(南側ロータリー付近)のみであり、イベント開始時の運搬車両等の進入口も同様となります。
38	設計業務対象施設に係る要求水準の位置づけ	要求水準書(案)	P20-P32(2) 特定公園施設	要求水準書P1要求水準書の位置づけに「各要求水準については、基本的な考え方のみを示すにとどめ、本事業の目的を達成する具体的な方法、手段等は、事業者の発想に委ねることとする」とあるが、P20-P32記載の各要求水準と異なる動線・植栽・サイン・照明計画等への変更は可能か。	仕様の変更等可能ですが、要求水準書を下回る提案は認められません。 また、数量が著しく満たない提案は認められない場合があります。詳細は、令和3年1月14日に公表予定の公募設置等指針等において、公表することを予定しています。
39	設計業務	要求水準(案)	頁:21頁/第3・2(2)～ 項目:特定公園施設の設計業務	特定公園施設の設計業務に対する要求確認	評価基準については、令和3年1月14日に公表予定の事業者選定基準にて公表します。 なお、VE提案の実施にあたっては、数量表との整合をとった提案となるようお願いいたします。VE提案の考え方や条件については、令和3年1月14日に公表予定の公募設置等指針等において、公表することを予定しています。
40	電気設備	要求水準書(案)	23ページ 第3.2(2)(イ)d(f)	ここで指す「受変電設備」は、パルテノン多摩と別に設置されたものか。	お見込みのとおりです。
41	水循環設備	要求水準書(案)	P23(ウ)水循環設備	緊急時に井戸水を利用できるよう設えることとあるが、井戸水の引き込み場所等の情報をお示し願います。	現地説明会の時にご説明いたしますが、南側トイレの横にございます。
42	こどもの遊び場の配置場所	要求水準書(案)	P29(エ)c 子どもの遊び場	こどもの遊び場の配置場所の変更は可能か。	要求水準書を満たした提案であれば、配置場所の変更は可能です。

多摩中央公園改修整備・運営事業 公募設置等指針(案)及び要求水準書(案)に関する個別対話結果

No.	議題	資料名	該当箇所 (頁・項目)	民間事業者からの確認内容	回答
43	光熱水費の費用負担	要求水準書(案)	頁:35頁/第4(9) 項目:光熱水費等	光熱水費の費用負担になっている理由と想定 の負担金額。	公募設置等指針(案)p.17に記載の「本市の支払う委託料等」に、特定公園施設の管理運営にかかる光熱水費相当額が含まれているため、別途、本市が光熱水費を負担することはありません。 ただし、全面供用開始後の本公園の光熱水費が、従前の光熱水費の実績より大きく異なる状況が発生した場合には、毎年度の年度別協定の締結にあたり、光熱水費の見直しに関して協議を行うことを想定しています。
44	特定公園施設実施設計に係る書類の提出	要求水準書(案)	P36第5の1(1) 業務の基本的な考え方	実施設計に係る書類の工事費積算内訳書は、任意の書式(リビックに基づかない)で良いか。	基本的に任意の書式で構いませんが、内訳の書き方等、詳細はご調整下さい。
45	特定公園施設の実施設計及び改修整備業務における基本的な考え方	要求水準書(案)	P36第5の1(1) 業務の基本的な考え方(c)	基準とする標準仕様書及び標準解説書の記載があるが、性能発注の観点から各種仕様については事業者の提案としても良いか。	性能発注になるが、国庫交付金の充実に伴う完了検査があり、品質を確保する観点から、公共工事に沿った記載がある標準仕様書等を遵守し、提案して下さい。
46	特定公園施設の実施設計及び改修整備業務における基本的な考え方	要求水準書(案)	P36第5の1(1) 業務の基本的な考え方(e)	図面、工事費内訳書等の様式、縮尺表現方法、タイトル及び整理方法については、本市の指示を受けることあるが、具体的な指示内容をお示し願います。また、工事内訳書はリビックに基づく必要があるか。	前段:施工上、問題ないように作成してください。参考までに本市の他の発注工事の縮尺を提示することは可能です。 後段:リビックに基づく必要はありません。土木工事の公共積算基準に基づく諸経費(公園工事)での積算が望ましいです。
47	特定公園施設の実施設計及び改修整備業務における基本的な考え方	要求水準書(案)	P38の2(1)ア 基本的な考え方 P42才 近隣対応・対策業務	左記該当箇所について、基準とする標準仕様書及び標準解説書の記載があるが、性能発注の観点から各種仕様については事業者の提案としても良いか。	No.43の回答と同様です。

多摩中央公園改修整備・運営事業 公募設置等指針(案)及び要求水準書(案)に関する個別対話結果

No.	議題	資料名	該当箇所 (頁・項目)	民間事業者からの確認内容	回答
48	市民参加支援業務	要求水準書 (案)	46ページ 第6. 1(2)(k)	「参加型公園管理運営方針」に示される「共創の参加型公園管理運営」プランの策定状況	策定状況としましては、平成30年に策定した、「多摩中央公園改修基本方針」の内容となります。次の段階として、現在、多摩中央公園パークマネジメント検討会にて市民の皆様と一緒に公園をどのように利用していくかの検討を行っております。今後、公園管理を行う方には、市民との協働を目指していただくこととなります。
49	特定公園施設の改修整備費	要求水準書 (案)	P50ア(イ) 給排水衛生設備	水道メーターの更新等、設備更新が必要なものについては特定公園施設の改修整備費に含まれているのか。	特定公園施設の改修整備費に含まれています。なお、8年ごとに必要となる水道メーターの更新費は、修繕業務の役割分担に応じて実施することを想定しています。
50	特定公園施設における災害時の費用負担	要求水準書 (案)	P58才 緊急時(急病・災害等)の対応	特定公園施設における災害発生時の対応につき生じた経費や器物破損による修繕費用は貴市負担と考えて良いか。	災害の規模により調整いたします。
51	パークセンターの運営について	要求水準書(案)	61頁 (5)	パルテノン多摩のシティーサロンスペースを利用しているパークセンターの設置・運営がうたわれているが、他の場所に(公募対象公園施設の一部として)設置・運営することでも良いか。	パークセンターを公園内の他の場所に設置・運営することも可能です。なお、パークセンターを公園内の他の場所に設置・運営する場合の条件や、シティーサロンスペースの活用については、令和3年1月14日に公表予定の要求水準書にて、詳細を提示します。
52	パルテノン多摩飲食スペースの使用許可期間	要求水準書 (案)	P68エ 使用許可の期間	認定有効期間の終了日まで1年ごとに更新するとあるが、撤退時期は事業者判断により決めて良いと考えて良いか。またその際のペナルティは無いと考えて良いか。	あくまで行政財産使用許可の手続き上、1年ごとの更新が必要となり、撤退時期を定めているものではありません。なお、本業務については、最低限の営業期間(年数)を設定することを予定しており、当該期間を超えて継続していただければ、ペナルティは課さないことを予定しています。詳細は、公募設置等指針の公表時(令和3年1月14日に公表予定)に、実施協定書(案)等において提示します。

多摩中央公園改修整備・運営事業 公募設置等指針(案)及び要求水準書(案)に関する個別対話結果

No.	議題	資料名	該当箇所 (頁・項目)	民間事業者からの確認内容	回答
53	CMA業務の実施体制 について	要求水準書(案)	71頁	CMA業務の責任者及び担当者は特定公園施設の 運営者と兼務可能とあるが、人件費の考え方につ いて確認。 (CMA業務と特定公園施設管理業務の人件費の区 別は事業者の提案になるのか)	お見込みのとおりです。
54	統括管理業務実施主 体	要求水準書 (案)	P74 統括管理業務	統括管理業務は代表企業が主体となり行う業務と考 えて良いか。	お見込みのとおりです。
55	既存施設・物件の解 体・撤去・移設等につ いて	資料8 既存施 設・物件の解 体・撤去・移設 等に係る資料		資料8に記載されている解体・撤去・移設等の計画は 決定したものか、提案者が判断してよいものか。	内容にもよりますが、実施設計の中で協議することは可能です。
56	電気設備			受変電設備の責任区分を明確にしたい。	受変電設備は、パルテノン多摩側に設置のものが一次、公 園側に設置するものが二次となります。二次電源側だけで 対応可能な事象は公園側で、そうでないものはパルテノン多 摩側で、対応していただくことを基本と考えています。
57	パルテノン多摩飲食 スペース運営業務の 提案内容			飲食以外の機能を提案することも可能か、確認した い。	原案のとおりとします。ただし、パルテノン多摩飲食スペース 全体を飲食用途として使うことは必須ではなく、飲食機能を 核に、その他の機能を複合させるような提案は可能です。 詳細は、令和3年1月14日に公表予定の公募設置等指針等 に記載します。
58	CMA業務の提案範囲			多摩中央公園の公園外への提案の可否を確認した い。	CMA業務としての提案は可能です。ただし、実現性が極めて 低い提案については、評価の対象とならない可能性があります。